伊豆の国市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

１　目的

　　　このガイドラインは、街頭防犯カメラの設置及び運用について設置者が配慮すべき事項を定めることにより、街頭防犯カメラの適正な管理を行い、個人のプライバシーを保護した上で犯罪の未然の防止を図ることを目的とする。

２　定義

　(1)　街頭防犯カメラ

　　　犯罪の防止を目的（副次的な場合を含む。）として、公共空間に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラ及びこれに附属する機器であって、かつ、画像録画機能を有するものをいう。

　(2)　画像

　　　画像とは、街頭防犯カメラにより撮影され、又は記録されたものであって、特定の個人又は物を識別できるものをいう。

　　　画像は「個人情報の保護に関する法律」における保護の対象とする。

　(3)　公共空間

　　　公共空間とは、道路、公園、広場、駐車場、地下道等の不特定多数の者が自由に利用し、又は通行できる空間をいう。

３　設置者が遵守すべき事項

　(1)　管理責任者の指定

　　　街頭防犯カメラを設置し、及び運用するにあたり、管理責任者を指定しなければならない。

　(2)　設置の目的

　　　街頭防犯カメラの設置目的を、あらかじめ明確にしておかなければならない。

　(3)　目的外使用の禁止

　　　設置目的以外の目的のために、街頭防犯カメラを使用してはならない。

４　設置の明示

　　　街頭防犯カメラの設置に当たっては、設置箇所の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨並びに設置者を分かりやすく表示すること。

　　　さらに、犯罪抑止効果を高めるため、設置箇所のみではなく、撮影区域外にも同様の表示をすることが望ましい。

５　設置箇所及び撮影範囲

　　　街頭防犯カメラを設置するに当たっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影区域を必要最低限の範囲とすること。

　　　また、遠隔操作等により特定の対象を追跡撮影する等の使用をしてはならない。

６　画像データの保存及び取扱い

　(1)　操作担当者の指定

　　　街頭防犯カメラを設置する場合は、その操作を行う者（以下「操作担当者」という。）を指定し、画像データは、管理責任者及び操作担当者以外の者が取り扱ってはならない。

　(2)　画像データの保存期間

　　　画像データの漏えい、消滅、き損、流出、改ざん等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、原則として１箇月以内の必要最低限の期間とし、不必要な画像データの保存をしてはならない。

　(3)　画像データの厳重な管理

　　　画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、ＤＶＤ，外付けハードディスク等）及びパソコンは、管理責任者や操作担当者以外の者が立ち入ることが出来ない施錠ができ、かつ、関係者以外の者が容易に見渡せない場所で厳重に管理し、外部へ持ち出しができないよう十分に注意する。

　(4)　画像データの消去

　　　保存期間を経過した画像データは、直ちに消去すること。

　　　また、記録媒体等を廃棄する場合には、画像データの漏えい防止のため、破砕、切断等の処分をすること。

７　秘密の保持

　　　防犯カメラの設置責任者及び操作担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

８　画像データの外部提供

　　　原則として、画像データを第三者に提供してはならない。ただし、事件捜査等のため警察等に画像データを提供する場合等、例外として画像を提供する際は、組織内で提供の手続方法、基準等を定め、適正に運用すること。

　　　なお、事件捜査など警察等からの画像データ提供依頼は、市を介して行う。

９　苦情の処理

　　　設置者は、防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速に対応し、問題解決に努めること。

10　その他

　　　設置者は、このガイドラインを踏まえた運用が行われるよう、設置や運用に関する規程を定め、その内容を周知徹底すること。

　　　なお、運用方法について市と協議すること。

　　　また、防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、このガイドラインの規定を徹底させること。

11　ガイドラインの見直し

　　　このガイドラインは社会情勢等の変化を踏まえ、必要に応じて見直す。